

## ○熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

(昭和45年2月12日規則第7号)

改正 平成11年3月31日規則第16号 平成12年3月31日規則第6号  
平成25年3月29日規則第6号

熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則をここに公布する。

## 熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 法第5条第5項(法第11条第2項及び法第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による身分を示す証明書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(許可の申請)

第3条 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書(別記第2号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 行為をしようとする場所を示す位置図
- (2) 設計書(設計図及び仕様書)
- (3) 申請に係る土地で行為をすることについて、申請者が権原を有することを証する書面
- (4) 行為をすることについて、利害関係者がある場合は、その利害関係者の承諾書(承諾が得られない場合は、その理由書)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(許可事項の変更)

第4条 法第7条の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書(別記第3号様式)に、第3条各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(危険区域指定の際の行為の届出)

第5条 法第7条第3項の規定による届出をするときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為届(別記第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 行為を行なっている場所を示す位置図及び写真
- (2) 設計書(設計図及び仕様書)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(協議の手続)

第6条 法第7条第4項の規定による協議をしようとするときは、第3条各号に掲げる書類を知事に提出して行なうものとする。

(行為着手等の届出)

第7条 許可を受けた者は、その行為の着手の日の7日前までに、急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 許可を受けた者は、その行為の終了の日から14日以内に急傾斜地崩壊危険区域内行為終了届(別記第5号様式を準用する。)を知事に提出しなければならない。
- 3 許可を受けた者が、その行為の中止又は廃止をしようとするときは、すみやかに、急傾斜地崩壊危険区域内行為中止・廃止届(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(急傾斜地崩壊防止工事施行の届出)

第8条 法第13条第1項の規定による届出をするときは、急傾斜地崩壊防止工事施行届(別記第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 急傾斜地崩壊防止工事(本条において「工事」という。)を施行しようとする場所の位置図及び写真
  - (2) 設計書(設計図及び仕様書)
  - (3) 届出に係る土地で工事を施行することについて権原を有することを証する書面
  - (4) 工事の施行について利害関係者がある場合は、その利害関係者の承諾書(承諾書が得られない場合は、その理由書)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 工事が完了したときは、工事完了の日から14日以内に、急傾斜地崩壊防止工事完了届(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(急傾斜地崩壊防止施行の通知)

第9条 法第13条第2項の規定による通知をするときは、第8条第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(住所、氏名等の変更)

第10条 許可を受けた者は、住所又は氏名若しくは、名称を変更したときは、その旨を、すみやかに、知事に届け出なければならない。

(許可等にかかる行為の承継)

第11条 相続、合併その他の包括承継により、許可を受けた者の行為を承継したときは、承継した日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(書類の提出)

第12条 この規則により知事に提出する書類は、所管広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本土木事務所に提出しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成11年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(中略)(以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

### 附 則(平成12年3月31日規則第6号)抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第6号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県種畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則(以下「熊本県種畜貸付規則等」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別記第1号様式  
[別紙参照]

別記第2号様式  
[別紙参照]

別記第3号様式  
[別紙参照]

別記第4号様式  
[別紙参照]

別記第5号様式  
[別紙参照]

別記第6号様式  
[別紙参照]

別記第7号様式  
[別紙参照]

別記第8号様式  
[別紙参照]